

愛媛県土地家屋調査士会自家共済の廃止に伴う手続の円滑化に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、愛媛県土地家屋調査士会自家共済（以下「自家共済」という。）の廃止に伴う、給付金の給付及び共済特別会計（以下「特別会計」という。）の残余財産の分配に関する手続の円滑化について必要な事項を定めることを目的とする。

(会員及び在籍期間)

第2条 この規則は、平成25年3月31日現在の愛媛県土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の調査士会員（以下「会員」という。）について適用する。

2 残余財産の分配に係る会員の在籍期間は、平成25年3月31日までとして計算する。

(残余財産の総額)

第3条 残余財産の総額は、平成25年5月31日現在の特別会計の残高から給付金の支払に要する諸経費等を差し引いた額とする。

(分配対象会員)

第4条 残余財産の分配を受けることができる会員は、平成25年3月31日に在籍する会員（以下「対象会員」という。）を対象とする。

(分配金額の計算)

第5条 分配金額の計算は、残余財産の総額から分配に要する諸経費等を差し引いた金額を共済規程別表に掲げる在籍年数に応じた率をもって計算するものとする。

2 前項の規定に基づき、対象会員ごとの分配金集計表を作成するものとする。この場合において、対象会員の分配金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(証紙の買い取り)

第6条 平成25年3月31日現在、対象会員が保有している証紙は、申し出により1枚1,000円にて調査士会が買い取るものとする。

2 前項の規定による申し出は、平成25年4月1日から平成25年5月31日までにしなければならない。平成25年5月31日までに申し出なかった場合は、買い取り

申し出を放棄したものとみなす。

3 買取した代金は、分配金の支払いと同時に支払うものとする。

(分配金の支払)

第7条 分配金の支払は、第5条第2項の規定により作成した分配金集計表を添えて、平成25年8月末日までに対象会員に支払うものとする。ただし、特別の事情が生じたときは、その支払期間を延長することができるものとする。

2 前項の規定に基づく支払いは、会費引き落とし口座に振り込む方法により行う。

3 会費引き落とし口座を届けてない対象会員は、第6条1項による申し出の際、振り込み口座を届け出なければならない。

(従前の規定の準用)

第8条 この規則に定めのない事項については、共済規程を準用する。

(特別会計及び規則の廃止)

第9条 分配金の支払が完了した場合において、特別会計に残余が生じたときは、その残余財産を一般会計に繰り入れ、その繰り入れの終了をもって、特別会計及びこの規則は廃止する。

(規則の制定)

第10条 この規則の制定は、総会の決議による。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。